

蒲郡駅事件これで有罪か?! シリーズ③

近藤裁判長！加藤さんが書庫から内部文書を 抜き取るところが写っていたのですか?!

「蒲郡駅事件」に対して名古屋地方裁判所（近藤宏子裁判長）は、「加藤さんが蒲郡駅の管理者専用書庫から主任レポートに関する文書（古田文書）を持ち出したこと」を事実と認定しました。その理由については、「蒲郡駅事務室内を写した監視カメラの映像は、加藤さんがコピーしたものが古田文書だとすれば矛盾はない」からだ、としています。

ところで、第2回公判では、加藤さんが古田文書を窃取したといわれる時間帯の監視カメラの映像が上映されました。しかしそこには、加藤さんが書庫を物色している場面はまったく写ってはいません。

「加藤さんが画面から消えた時間帯に古田文書を書庫から抜き出した」というのが検察の主張です。裁判長も監視カメラの映像について、あたかも加藤さんが書庫の方へ行ったかのように判決要旨では述べていますが、それはすべて憶測に過ぎません。検察官や裁判官には、写っていない加藤さんの動きが見えたとも言うのでしょうか。

「加藤さんがコピーしたものが古田文書だとすれば矛盾はない」とはよく言えたものです。誤った推認にしか過ぎません。「加藤は犯罪者だ」を前提として結論を導き出したのです。断じて許せません。

懲役6ヶ月の不当判決を許さない！
加藤誠二さんの完全無罪を勝ち取ろう！